

東京都東久留米市

2026/11

郷土資料室通信 No.76

シリーズ・知らなかった東久留米

幻（まぼろし）の東京都久留米市

市制施行と市の名称

東久留米市は、1970 年（昭和 45 年）10 月 1 日に市制を施行し、東京都の 22 番目の市として誕生しました。当時の久留米町は 1970 年 4 月 1 日推定人口 74,704 人で、人口においては全国一の町となっていました。市制の要件である人口 5 万人を超えた翌年の 1968 年（昭和 43 年）6 月には議会内に「市制施行特別委員会」を、庁内には「市制施行準備委員会」を設置し、本格的な実施の準備を開始しました。

市制施行と地方自治法

町から市への昇格処分は、地方自治法第八条第三項の規定により、町村の申請に基づき、都道府県知事が議会の議決を経て決定し、自治大臣（現総務大臣）に届け出ることとされています。市制施行には地方自治法により、いくつかの要件が設定されています。そのなかで最も課題とされたのが人口 5 万人以上という要件でした。1970 年（昭和 45 年）3 月 12 日に地方自治法の一部が改正され、制度改正までの間、政令で定める期間になされた申請に限り人口要件を 3 万人以上に緩和する特例措置が附則に追加されました。この要件緩和もあり、東京都では 1970 年に狛江町、大和町、清瀬町、久留米町、村山町が市制施行し、9 月 18 日の「東京都公報」で告示されました（資料１）。施行日は、村山町が 11 月 3 日、他は 10 月 1 日でした。東京都で一度に５つの町の市制が施行されたのは、最初で最後の事例でしょう。



写真１　**東久留米市制施行祝賀式典**
1970 年 10 月 1 日撮影・市郷土資料室

東京都公報

目次

告示

○町を市とする処分（狛江町）
○町を市とする処分（大和町）
○市の名称変更の許可（大和町）
○町を市とする処分（清瀬町）
○町を市とする処分（久留米町）
○市の名称変更の許可（久留米町）
○町を市とする処分（村山町）
○市の名称変更の許可（村山町）

資料１　**『東京都公報』目次**（部分）
（昭和 45 年 9 月 18 日）
国立公文書館所蔵（昭 51 自治 00664100）より

地方自治法と市の名称

8 月 18 日の東京都公報には５つの町の「町を市とする処分」の告示がありますが、その内、３つの町について「市の名称変更の許可」が並列して告示されています。それらを一覧にすると以下の通りです。

町名		昇格処分		名称変更
狛江町	→	狛江市		
大和町	→	大和市	→	東大和市
清瀬町	→	清瀬市		
久留米町	→	久留米市	→	東久留米市
村山町	→	村山市	→	武蔵村山市

狛江町と清瀬町は、そのまま狛江市・清瀬市となり、町の名称を引き継いでいます。それに対し、大和町・久留米町・村山町は一度町名を引き継いだ大和市・久留米市・村山市となり、さらに東大和市・東久留米市・武蔵村山市と名称変更したことが分かります。この「昇格処分」と「名称変更」の施行日がいずれも同一日であることが特徴です。右の資料２が久留米町に関するものです。東京都告示第 996 号で久留米町を久留米市とする処分、第 997 号で久留米市を東久留米市に名称を変更することが許可されています。いずれも久留米町からの申請で、施行日は 10 月 1 日です。また、地方自治法の規定により、この処分と名称変更は日本全国に周知する必要があるため、自治省から 9 月 30 日に告示されました。それでは、そのまま引き継いだ市と、名称を変更した市の差異はなぜ生じたのでしょうか。

◎東京都告示第九百九十六号
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八条第三項の規定により昭和四十五年十月一日から久留米町を久留米市とする。
昭和四十五年九月十八日
東京都知事　美濃部　達吉

◎東京都告示第九百九十七号
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三条第三項の規定により昭和四十五年十月一日から久留米市の名称を東久留米市に変更することを許可する。
昭和四十五年九月十八日
東京都知事　美濃部　達吉

資料２　**『東京都公報』告示**（部分）
（昭和 45 年 9 月 18 日）
国立公文書館所蔵（昭 51 自治 00664100）より

自治事務次官通知

市町村の名称の定め方について、法律上の規定はありません。ただ、住民生活に混乱が生じないようにするために一定の指針は示されています。地方自治法の総則第三条は地方公共団体の名称について規定された条文ですが、その第一項には「地方公共団体の名称は、従来の名称による。」とされています。ただ、この規定は、1947 年（昭和 22 年）の地方自治法施行時に、それまで使われていた名称をそのまま正式な地方公共団体の名称としたことを示しており、第 2 項以下では「従来の名称」を前提とした上で、名称を変更する場合の手続き（都道府県は法律、市町村は条例）が定められています。ただし、この第三条の規定は、その背景に、地方公共団体の名称が歴史的・文化的に根付いた重要な独自性・主体性（アイデンティティ）を持つことを踏まえ、無秩序な変更を防ぐ目的を持っているとも理解されています。

その上にたって、市制施行を管轄する自治省（現在総務省）は、住民生活に混乱をきたすため同一市名は好ましくないと強く指導してきました。さらに、1970 年 3 月 12 日の地方自治法の一部改正と同じ日に次のような自治事務次官通知を出して、文章として明示しました。「市の設置若しくは町を市とする処分を行う場合において、当該処分により新たに市となる普通地方公共団体の名称については、既存の市の名称と同一となり又は類似することとならないよう十分配慮すること。」（自治振第 32 号）です。大和市は神奈川県大和市（1959 年市制施行）、久留米市は福岡県久留米市（1889 年市制施行）、村山市は山形県村山市（1954 年市制施行）の既存市名との重複を避けるために、東京の 3 つの町は「昇格処分」と「市名変更」の同日・同時施行という、前例のない、極めて珍しい手法を用いて市制施行したのです。

表１　**東久留米市の市制施行経過**

1970 年 3 月 12 日　地方自治法の一部を改正する法律施行、自治省自治事務次官通知
1970 年 3 月 24 日　市制施行促進に関する決議　久留米町議会
1970 年 4 月中旬　住民意向調査
1970 年 4 月 25 日・30 日、5 月 10 日・17 日・24 日　公聴会
1970 年 7 月 1 日　住民意向調査結果公表（7 月 1 日号「広報くるめ」）
市制施行手続き
1970 年 8 月 12 日　久留米町を市とすることについて　町議会議案 69 号議決
1970 年 8 月 12 日　久留米市の名称を変更する条例　町議会議案 70 号議決
1970 年 8 月 13 日　**久留米市の名称を変更する条例**（施行 10 月 1 日）　町条例第 26 号制定
1970 年 8 月 19 日　久留米町を市とする処分について（施行 10 月 1 日・申請）　東京都知事宛
1970 年 8 月 19 日　市の名称変更の許可について（施行 10 月 1 日・申請）　東京都知事宛
1970 年 9 月 18 日　**町を市とする処分**（施行 10 月 1 日）　東京都告示第 996 号
1970 年 9 月 18 日　市の名称変更の許可（施行 10 月 1 日）　東京都告示第 997 号
1970 年 9 月 30 日　町を市とする処分（施行 10 月 1 日）　自治省告示第 181 号
1970 年 9 月 30 日　市の名称変更の許可（施行 10 月 1 日）　自治省告示第 184 号
1970 年 10 月 1 日　**久留米市**　昇格処分施行
同日　**東久留米市**　名称変更施行

※下線引きは最重要の事項
国立公文書館・東久留米市資料より作成

東久留米市の市制施行


昭和45年8月1日　広報／くるめ　（2）

新市名決まる——
大多数の意思を反映
東久留米市

市制へ一歩

市章・市歌を募集
皆さんのアイディアを期待します

市章

市民歌
市音頭

市制施行準備にあたって

「新市名決まる」広報くるめ
（昭和 45 年 8 月 15 日号）

久留米町は市制施行の準備段階として、1970 年 4 月に 1,000 名を対象に住民意向調査を実施しました。その結果、市制施行には 85%が賛成で、市名については「久留米市」46.5%、「別の市名」35.9%、「わからない」17.6%という結果となりました。その後、庁内や議会、住民公聴会でさまざまな角度から市名について検討され、自治省との調整も続けられました。そして、最終的に決定されたのが「東久留米市」でした。この点に関して、都知事への「町を市とする処分（申請）」の付帯資料には、「明治 22 年以来、約 80 年、久留米の発展の歴史を刻み込んでおり、その名称は住民からも古くから親しまれている。しかしながら久留米市という名称は、第１に九州における久留米市と混同され、行政上の各種の混乱が予想されること、第２に住民の意向調査及び公聴会において久留米市の実現が困難な場合は東久留米市にせよという意見が多かったこと、第３に町の南北を走っている唯一の鉄道である西武池袋線の駅名が東久留米であること等を考慮した結果、市制施行特別委員会においても「東久留米市」が適当であると判断された。」（「久留米町を市とする処分（申請）」資料・1970 年 8 月 19 日）と記されています。こうして、表１の経過のように、「町を市とする処分」と「市の名称変更」の複雑な手続きが 8 月 12 日の町議会から同時並行で始まり、最終的に 9 月 30 日の自治省告示第 181 号と 184 号によって東久留米市が 10 月 1 日に誕生しました。施行が 10 月 1 日と明記されているとはいえ、8 月 12 日から 10 月 1 日まで「久留米市」という文字は公文書に明記されていたのです。実在した久留米市なのか、幻の久留米市なのか、東久留米市の答えのない歴史的テーマです。

文責：山﨑丈（東久留米市文化財保護審議会委員）

郷土資料室 topics

～昔の写真などを収集しています～





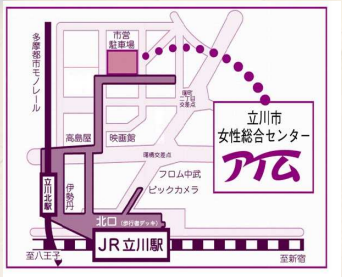


郷土資料室では、東久留米の歴史を後世に伝えるため、東久留米市内の町並み・建物・風景・生活・行事など明治から昭和60年代ころまでに東久留米市内で撮影された写真などの資料を収集しています。写真だけでなく、絵葉書、絵図、地図、映像、音声などでも結構です。
寄贈、提供いただける場合は、郷土資料室までご連絡ください。

第 39 回多摩郷土誌フェアが開催されます

多摩地域の自治体が一堂に会し、各自治体が刊行する郷土史や文化財・自然に関わる図書の展示・販売会「多摩郷土誌フェア」が開催されます。今年度は、22市、1町の図書等が集まり、多摩地域の文化財に関わる図書を購入できる機会です。

開催日時　令和9年 1月23日(土)　午前10時～午後5時
　　1月24日(日)　午前10時～午後3時
会　　場　立川市女性総合センターアイム1階
　　ギャラリー(立川市曙町 2-36-2)
アクセス　JR 立川駅 北口から徒歩7分
　　多摩都市モノレール 立川北駅
　　国営昭和記念公園方面出口から徒歩5分
主　　催　東京都市社会教育課長会文化財部会



※駐車場はありません。ご来場の際は公共交通機関か、近くの有料駐車場をご利用ください。

編集・発行　東久留米市郷土資料室（東久留米市教育委員会生涯学習課文化財係）
203-0033　東京都東久留米市滝山４-３-14　東久留米市わくわく健康プラザ内
電話　０４２－４７２－００５１
無断転載はしないでください